

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

嗅覚・味覚障害と新型コロナウイルス感染症について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症については、発熱や倦怠感等が主な症状とされているところですが、嗅覚・味覚の低下についても一部報道等がなされているところですが。

この点につき、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会より、嗅覚・味覚に関する症状に関して、一般向けにホームページにおいて、「「におい」や「あじ」の異常を感じても、発熱や咳、息苦しさ、だるさがなければ2週間不要不急の外出を控え」る旨のお知らせがなされているところです。

については、「帰国者・接触者相談センター」における相談対応におかれても、上記お知らせを参考に、嗅覚・味覚の異変等を聞き取った場合においては、発熱やのどの痛み、咳、強いだるさ（倦怠感）等の有無についても詳細に聞き取った上で、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っていただきますようお願いいたします。

なお、上記の取り扱いについては、嗅覚・味覚に関する科学的知見に応じて変更する可能性があることを申し添えます。

（参考）一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会ホームページ
<http://www.jibika.or.jp/citizens/index.html>

（お問い合わせ先）

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部
技術総括班

03-3595-3489